

〈世話好きなき継母の日本〉

一〇〇年にわたる来日ロシア人の受容からみた

日露交流の特徴

ポダルコ・ピョートル

要旨 日本の「近代化」は「西欧化」であったとされるが、明治・大正期の日本人の概念ではロシアも当然ヨーロッパに入っていた。しかし、開国以降の日露両国の交流はさまざまに分野で進んだが、他の欧米諸国と比較すればかなり遅れていたと言わざるを得ない。第一次世界大戦以前には、日本に居留する外国人のうちロシア国籍をもつ者は、欧米国籍者の第六位だった。しかしながら、一九一七年のロシア革命後に、日本に亡命ロシア人（白系露人）が数千人も移住し、在日ロシア国籍者が急増する。一九二〇―一九四〇年代の日本で「白人」といえば、英・米国の出身者ではなく、むしろ「白系露人」だったのである。彼らの主な居住地は、外国人が多く、「西欧化」された関東（東京・横浜）、関西（神戸）、そして気候・風土がロシアに近い北海道（函館、旭川）などであった。従来多民族・多言語の国であったロシアの出身たちは、日本当局は彼らを皆、自称に関わらず「ロシア人」とみなした。

一九二五年一月の日ソ基本条約の締結後、日本のロシア人は、「ソビエト人」と「無国籍白系露人」の二つに分けられることになる。白系ロシア人たちには様々な身分を持つ者がいたが、一方、ソビエト人は主に政府機関関係者であった。

戦後、白系ロシア人が激減し、一方、日ソ国交回復（一九五六）後に来日ソビエト人が急増した。とりわけ、一九八五年に始まったベレストロイカ以降、従来の外交官や他の政府関係者に加えて、民間団体や一般市民にとっても日本人国が比較的に簡単になった。短期滞在の観光客のほか、両国の大学間交流に伴い、日本留学を目指すロシア学生の数も増加した。二〇一八年度に日本に出国したロシア国籍者の総数は約七万人で、同年度に日本に居留するロシア人の数は、ヨーロッパ人の中で英・仏に次いで三位だった。

一九九一年末ソ連が一五カ国に分かれたが、それらの諸国の市民たちが日本を訪れる際に使用する共通語はロシア語である。彼らの数を加えれば、在日居留する旧ソ連人の総数は年度によって一万人以上になる。在日ロシア人同士の交流を保持するために、関東に在住するロシア人は、一九九三年に〈ロシア・クラブ〉を設立した。クラブにはホームページもあり、旧ソ連諸国の出身者も参加しており、共通語はロシア語である。

日本では、ソ連をロシアと、ロシア人をロシア国内の少数民族と混同する場合が多い。言語についても、旧ソ連の出身ならばロシア語も流暢であるはずと一般に考えられるが、そうとは限らない。一方、旧ソ連諸国の出身者は、日本在住中に民族を問わずロシア語取得者として雇われるケースが多い。

キーワード…在日ロシア人、亡命ロシア人、受容の問題、日露交流、〈世話好きな継母〉

## はじめに

ロシア人は日本ではさまざまな名で呼ばれてきた。そのうち江戸時代の「赤蝦夷」（この「赤」は、ロシア人の髪の色を指す）

毛、または軍人の制服の色を意味するとされるが、厳密なことはわからない)、あるいは「オロシアジン」があり、さらに明治後半に入ると当時の日露関係を反映して「露助」とも呼ばれるようになった。大正後期には「白系ロシア人」や「ソビエト人」が登場した。この「白系ロシア」の「白」は、ソビエト政権の「赤」に対してそれに敵対した人々を指し示す呼称であった。一九一七年の十月革命以前の支配階級に属する資本家、地主、貴族および内戦期に白衛軍に参加した将校、兵士さらには商人や一部の知識人、彼らの家族などが「白系ロシア人」と呼ばれた。一九九一年二月に起こった旧ソ連邦の解体後は、「ロシア人」が総呼称として再び使われることになった。

日露戦争後、両国間の交流は、貿易（特に、漁業など）をはじめとする色々な分野に広がっていたが、他の諸国と日本との交流に比較すると、ロシアはかなり遅れていた。それゆえ、在日ロシア人の数もあまり増えず、外交機関・他の公務員を除いて、わずかに数十人しかいなかった。一九一五年以降、来日ロシア人が増えたが、その理由は第一次世界大戦による日露軍事交流などにある。戦争中に日本は、ロシア政府が行った様々な発注に関して、英・米・仏に次ぐ第四位の納入国であった。<sup>1)</sup>とりわけ、ロシア政府が求めた軍需注文の受取りのための専門要員、大使館の新しいスタッフなどが、家族とともに来日した。さらに当時日露協約のための準備も行われていたので、そのために来日した人々もいた。<sup>2)</sup>しかし、「大勢露人」が日本に来たというのは、革命の恐怖から逃げた亡命ロシア人であった。

## 一・白系ロシア人に関する統計

一九一七年末以降の亡命者に関する調査や彼らの出国・入国などの計算は当時は行われておらず、のちに調べられたデータばかりであるので、「精算」ではなく「概算」に過ぎない。また、それぞれの資料における亡命者総計または

移住者の行先に関する小統計は、複数の資料を比較した場合に差がかなり大きく見られることがある。

アメリカ赤十字社の一九二〇年一月一日付報告におけるデータでは、一九六万三千五百人の難民がいることになっているが、国際連盟（一九二二—一九四六）の第三回総会の一九二二年三月二四日付報告（いわゆる「ナンセン報告」）では、一五〇万人と記録されている。さらに、一九二六年九月、国際連盟が「ロシア人難民」の数を一六〇万人と定めている。<sup>3</sup>これは特に興味深い事実である。なぜならば、欧米諸国へ移住した旧帝政ロシア出身の亡命者は、現地で人口調査が行われる場合に、アルメニア人を除いては普通、日本に在住したロシア人と違って宗教や血統などを無視して自分を「ロシア人」として登録することがあった。<sup>4</sup>各国の登録にも「民族・国籍設定」に関する誤算があった。特に帝政ロシアの出身であれば、先ず「ロシア人」であろう、という感覚があったらしい。既に独立国家になったポーランドやフィンランドをはじめ、バルト三国、ウクライナの各地に生まれた亡命者は、当局の目から見ればほとんど例外なく「ロシア人」であった。

一九二一年に、ソビエト政府は初めて政治的大赦を公表した。さらに、一九二三年七月四日付ソ連人民委員会議「一九一七—一九四六年のソ連国家の最高行政機関、一九四六年三月より「ソ連閣僚会議」と呼ばれる」の法令が公表され、それは各国に散らばったロシア出身たちもソ連代表部で記録されることとなり、徴兵適齢者は直ちに帰国させられることになった。帰国しない場合は、刑事罰を課せられるというような警告もなされた。一九二四年七月九日付ソ連人民委員令は、その大赦をモンゴルおよび西中国へ亡命した兵卒軍人にも適用するというものだった。しかし、その後の一〇年間（一九二一—一九三二）において帰国した亡命者は一八万—四三二人に過ぎなかった。<sup>5</sup>とりわけ、帰国した亡命者の大部分（二二万—三四三人）が、大赦同年（一九二一年）以後、帰国直後に逮捕されたり、銃殺されたという情報が海外へも届き、それ以上ほとんど帰国したがる者はいなかった。一方、一九二二年以後も、

ロシアからの亡命運動は続いていた。

白系ロシア人のなかには、一般市民の他に、世界的に有名な作家、作曲家や声楽家などがあり、移住先の文化に新鮮な刺激をもたらした知識人や、経営上のノウ・ハウをその地に持ち込んだ企業家も少なくなかった。<sup>(6)</sup>

## 二. 身分証明書の発行および社会的地位・国籍の問題

世界各地に散らばったロシア人の間では、時間が経てば経つほど自分の身分・国籍などに関する諸問題が大きくなっていった。たとえば、彼らを全体として呼ぶ単語である。普通、各国はそこへやって来たロシア人を「難民」または「避難民」(ロシア語は《Беженец》)としたが、「亡命者」(ロシア語は《Эмигрант》、エミグランド)や「移住者」(ロシア語は《Переселенец》)とした国もある。

しかし、各国には上記の単語の使用に関する色々な問題がおこり、混乱などもあったため、国際連盟などの国際的機関でもそれを整理する幾つかの試みがあった。一九二一年に、国際連盟の難民・捕虜高等弁務官(Haut Commissaire pour les Réfugiés)になったナンセンは、<sup>(7)</sup>ロシア人とアルメニア人をはじめとする難民の地位・身分証明書に関する問題を国際連盟の会議に提起した。一九二二年七月五日と一九二六年五月三十一日の両国際協定で、いわゆる「ナンセン・パスポート」の発行が決められ、第二次世界大戦までに三ヶ国がそのパスポートを認定することになった。<sup>(8)</sup>一九二六年五月一二日の国際的協定は、ソ連から保護を受けず他国の国籍を持たない帝政ロシアの出身者を「ロシア難民」と呼ぶことを決めた。<sup>(9)</sup>一九二七年九月二六日、国際連盟総会は、難民の地位の問題に関する国際会議を提起した。翌年六月二八―三〇日、ジュネーブで難民の法的地位に関する政府間会議(Conference intergouvernementale pour

le Statut juridique des réfugiés) が行われた。そこでは、一五ヶ国（エジプト、フィンランド、チェコスロバキア、ドイツ、フランス、リトアニア、オーストリア、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ルーマニア、ユーゴスラビア、スイス、ギリシア、エストニア）の代表者の他に、ロシア人およびアルメニア人の法律家や、高等弁務官補佐官ジョンソン (M. Johnson) と国際職業局長補佐官バルター (B. Balter) などが参加した。最後に、エジプト、フィンランド、チェコスロバキアを除いて、他の二ヶ国は一九二八年六月三〇日付の「ロシア人およびアルメニア人難民の法的地位に関する協定」(“Arrangement du 30 juin 1928. Relatif au statut juridique des réfugiés russes et arméniens”) に調印したが、その全文を認める場合（ドイツ、フランス、リトアニア、オーストリア、ブルガリア、ベルギー）とその大部分（ポーランド、ルーマニア、ユーゴスラビア、スイス）または一部しか認めない場合（ギリシア、エストニア）があった。さらに一九三三年一月二八日、同じジュネーブでロシア人およびアルメニア人の難民の法的地位に関する国際協定が結ばれた。

その結果、二万五千人以上の難民はやっと身分証明書を持つことができた。<sup>10)</sup> 「ナンセン・パスポート」は一年間有効であり、その手数料は約四〇米ドル（平均）であった。国内・国外での手続きや移住、就職などにも利用ができるというものであった。

上記から見られるように、国際的機関は普通、革命後のロシアを去った人々を「難民」と呼ぶように決めたが、本稿では「亡命ロシア人」、「亡命者」などの単語も「難民」と同じような意味で使用するつもりである。つまり、一九一七年十月革命以降来日したロシア人を、ソ連国籍を持つ者を除いて、「白系ロシア人」や「亡命ロシア人」(略名「亡命者」)と呼ぶことになる。

### 三．第二次世界大戦前の来日ロシア人・その特徴

#### ① 亡命者の数とその原因

一九一八年以降日本にも、他の諸国同様に白系ロシア人が移住してきたが、欧米諸国と比べると、その数は少なかった。例えば、日ソ国交正常化（国交樹立）直前の一九二四年末には、在日ロシア国籍者として八一四名が記録されている（当時、日本とソ連はまだ国交を持っておらず、駐日ロシア大使館も「帝政ロシア」の代表であった機関としてその機能を存続させていたから、在日ロシア人は総じて「白系」であったと理解できよう）。彼らの日本国での居住地分布は、東京・横浜を中心とする関東地方、次に神戸、北海道等という順序であった。日本への移住が少なかった主要な理由として、以下の三点を挙げることができる。

(1) 「現金提示制度」<sup>11)</sup>一九二〇年二月一七日以降、来日する外国人は国籍を問わず一人当たり一、五〇〇円を所持していなければならないという法規が実施された。但し、日本に住んでいる身元保証人さえ居れば、所持金が少なくとも入国が可能であった。

(2) 日本国内の経済状況に関する知識の不足、生計を立てることに関する不安感等がある。

(3) 心理的障害（ロシアと言語、文化の相違、風習に対する無知等）がある。

当時の満州を経由した亡命者にとつての選択肢はアメリカ（南米も含む）以外に、日本とオーストラリアしか残されていなかった。<sup>12)</sup> オーストラリアの場合、距離があまりにも遠く、国内情勢も知らず、さらには亡命生活の最初にもつとも必要である様々な援助が考えられず、その選択は難民に魅力のあるものではなかった。<sup>13)</sup> また日本も、中国からさ

ほど離れておらず、一般的なイメージとして亡命者にとっては理想的な国とは言い難かった。日本については言語の問題、国内状況・特に市況に対する未知、さらに日露戦争以来のロシアに対する偏見の問題などが、この時点での日本選択を踏み留まらせた。もちろん、アメリカへ移住するという選択にも、言葉の問題や市況に関する情報不足という問題が横たわっていたが、西欧文化の国、特に「あらゆる国からの移民や亡命者などが設立した国」のイメージを持っていたため、その魅力は「新たなチャンスの地」として大きかっただろう。

日本と中国を比較すると、中国はまず、ロシアと海で隔てられていないため、故郷へ簡単に戻れるということや、シベリア開発の当初から中国の人々、製品、噂などに慣れており、「隣国」のイメージが強かったが、日本は革命の六〇年前まで見知らぬ国であったのではなからうか。日本及び中国の両国で外交官として務めたドミトリー・アブリコソフ(D. I. Abrikosov)の結論を借りれば、「なぜか、ロシア人は中国領内の生活により早く慣れる事実がある」という。

本研究で利用した主な資料は、筆者が取材で収集したものを除いて、駐日帝政ロシア大使館(以下、「旧ロシア大使館」と呼ぶ)の発信通信・報告等<sup>(13)</sup>、さらに亡命生活を送った帝政ロシアの外交官の書簡や大使館最後の代理大使を務めた上述のアブリコソフが晩年に書いた回想録の原稿である<sup>(14)</sup>。彼の在日勤務期間は、一九一三―一九一四年及び一九一六―一九二四年の二期で計一〇年間だった。一九二五年の日ソ国交樹立後、アブリコソフは旧大使館を閉館し、東京で亡命生活を送っていた。一九四六年一月、彼はアメリカのカリフォルニア州へ移住し、そこで以前に執筆した回想録を没するまで書き続けたという。

上記(2)と(3)のため、日本に来た白系ロシア人の居住分布は、特に外国人が多く、最も「西欧化」された東京・横浜、また、港町の神戸、気候・雰囲気の中でロシアに近い北海道などで高かった。



最終的に日本を移住の目的地として選択した者の数は二〇〇〇〜三〇〇〇人の程度であったが、日本を経由地としてアメリカやオーストラリアへの移住を予定した者たちは、「外国人」としての登録がなされなかった可能性も高い。そうした一時的移住者を含めると、上記を二〜三倍上回る、というレベルであったと推測される。また、露帝国の崩壊に伴い、自分のアイデンティティを、「国籍（出身地）」よりも宗教・血統などに求めた人が多かった。

例えば、帝政ロシアの出身にもかかわらず、ポーランド系の人達は主に「ポーランド人」、回教のタタール人は「回教人」、さらにトルコ国籍を得た上で「トルコ人」として登録したり、ユダヤ教徒は「ユダヤ人」として名乗ったりした。例えば、ある資料によると、在日ユダヤ教協会は、総数およそ五〇〇〇人の亡命者を受けたと記述している<sup>⑤</sup>。しかし、他の資料と比較すれば、恐らく、誤算か過大に見積もった計算に違いないと考えられる。

要するに、日本に定住した白系ロシア人（日ソ国交が樹立された一九二五年一月二五日以降、「無国籍人」となる）は、少なくとも数千人と見られる。

## ② 亡命者に対する日本政府の対策

日本政府は、上述の「現金提示」という規則のほかにも様々な措置を取っていた。何千人もの異国人が、短期間ではあるが日本列島にあふれたことは、一三世紀のクビライの元寇（来襲事件）後をはじめのことであった。日本の法律は、「他国の亡命者の受入れ」や「来日移住者（移民）の取り扱い」という問題をそれ以前に検討していなかったため、政府の最初の反応は「上陸禁止」というものになった。結局、やっと来日したロシア人は殆ど軍隊・その他の団体としてではなく、個人か小さなグループ（家族・親戚・友達など）で手続きをすることになった。

一方、駐日ロシア外交官たちは、日本政府の対亡命者の態度がしばらく不明であったので、それに関する心配を募

らせた。当時、ヨーロッパ諸国に在住するロシア人難民については、すでに彼らの地位やそれに関連する義務・権利などが定まっていたが、その大部分は亡命者自身（パリ、ローマ、ロンドンなどにおける亡命ロシア人の組織・機関など）が検討した規則に基づいたものであった。しかし、日本に在住する亡命者は、その総数が少なかったため、日本政府はヨーロッパの手本に倣うべきかどうか、疑問であると考えた。一九二一年秋、今度一月頃日本を去る直前に、最後の帝政ロシア大使、クルペンスキー（V. N. Krupenski）は、ヨーロッパ在住の亡命者が持つ「社会地位・その特徴」に関する覚書きを、日本外務省に出したが、本人もその執行が実現される可能性は小さく、期待もほとんどしてないと認めている。

他方、亡命者自身は、そのもつとも大きな期待を、国際連盟による援助にかけ、国際連盟が彼らを絶対に救つてくれると思っていた。旧大使館のスタッフも、これは国際連盟にしか解決できない問題であると考えていた。「一九二二年二月一五日付のギルスの手紙、一九二二年四月七日付のアプリコソフの返事」。特に、国際連盟が参加しなければ、日本を去る際に、アメリカやカナダの入国ビザを取得出来なくなる、という噂が亡命者間に広まっていた。たとえば、一九二三年八月三一日、関東大震災の前日付の旧大使館の報告には、「極東における現状で、我が国の難民の破綻を防ぐ力は、国際連盟より他はなからう」と書かれている。「一九二三年八月三一日付報告」。

### ③ 一九二三年九月一日の関東大震災と亡命ロシア人

一九二三年九月一日の関東大震災は東京・横浜を初めとする数多くの都市、村などを破壊し、死傷者は一三万人以上を超え、五七万人が住居を奪われた。全損害は一九二三年の評価額で六五億円（当時日本の全財産の一〇―一二％）に上った。世界のマスコミはお互いに競争するかのようになり、災害の重苦しい記事を載せた。例えば、地震直後のある

著書には「大きな都市ばかりでなく、地域全体がなくなり、海軍等も消えてしまい」、「日本国はこれからしばらく二流または三流の国への低下になるはず」などと書かれている。もちろん、災害は非常に大きかった。東京と横浜の近辺は、空襲後のような景色であった。しかし、一九二四年一月には、「一〇〇日経つてからは、東京が復活する気配があり、……町は既に復興的活動が感じられる。」<sup>(16)</sup>などの落ちついた記事も出るようになった。

旧ロシア大使館のスタッフは、揺れが収まるまで中庭に避難者の受付や毛布・布団などを備えて「臨時キャンプ」のような措置を行っていた。代理大使を務めたアブリコソフは公式に市役所へ援助を求めた。彼の要求は満たされ、当局が祖国からの援助を受け入れず、帰国も出来なかつた亡命ロシア人に対して常に好意的な態度を守っていたことは、大使館の報告に度々現れる。また、大使館の負担を軽くするために、大使館の日本人職員はしばらく日本外務省から特別配給食糧を受けることになった。一方、大使館は地震後直ぐに日本政府に対し、哀悼・感謝の意を表した。ちなみに、ロシア人の死傷者は約六〇人に上った、という「出典…一九二三年一月二三日付の旧大使館で作成した名簿」。

日本政府の特別令によって、震災直前に関東に在住した外国人は、出来る限り早く日本を去らせるか、安全な地域へ移住させるという政策がとられた。その結果、帰国や海外移住が出来なかつたロシア人は、日本国内で移住する他なくなつた。移住先は、以前から外国人居留地や様々な外国人向けの施設があつた神戸を中心とする関西になった。その実現のために、日本の港にいたすべての汽船が動員され、総計四〇〇人以上を運んだ。神戸では、地震の情報が届くと、ただちに居留外国人による「神戸外国人援助委員会」が設立され、そして「亡命ロシア人向け援助小委員会」も設立された。その小委員会は、亡命者の受付・臨時宿泊・集金などを担当することになり、約四〇〇人の受入れの措置を取つた。

日本外務省は、最初から出国許可書やその他の必要な書類を提供し始め、大使館への特別の事情説明書を発行した。その中で、東京・横浜の食糧不足危機や失業、他の諸問題について書いた上で、将来も亡命者の状況が悪化する恐れがあるとし、彼らにとってそれを避けるために最も良い方法は日本を去るということである、と大使館の協力を求めた。

そのために、ロシア大使館および陸軍武官が出した三万円に加えて、「神戸外国人援助委員会」から三万円、日本の慈善組織から二万円、さらに兵庫県知事からも二万円の寄付が集まった「当時一円〇・八米ドル」。その使用は、ロシア大使館の資金を除いて、上記の小委員会の監督下にあった「一九二四年一月二日付の報告」。もちろん、亡命者の日本国内の移動は無料になり、政府によって、彼らは小さな損害報償を得るまでになった。

アメリカやフランス、さらに他の西欧諸国への入国査証（ビザ）の規制も一時的弱まり、日本を去ることを望んでいたロシア人にチャンスが与えられた。結局、神戸の小委員会とロシア大使館の共同努力によって、新定住地を求めた約三〇〇人の亡命者のうち二五〇人以上を日本から送り出せることになった。その大多数はアメリカへ行き、アメリカ入国許可を取得しなかった者はメキシコやカナダへ向かい、さらに約三〇〇人がヨーロッパへ向かったという。その途中でも、ソビエト政府によるロシア（ソ連）への帰国のプロパガンダも続いた。しかし、ウラジオストークへ帰ることを望んだものは一人しかいなかったという。

日本から送り出されたロシア難民は、正に運が良かった。半年余り過ぎて、駐東京米大使館が一九二四年七月一六日にアメリカへの新しい移民規則を発表し、それ以降のアメリカ移住は以前に比べて極めて複雑になることが明らかになった。それは、出身国（国籍）による許可割当及び新しい申請手順、という二つの条件が設けられたので、以降、ロシア出身者の担当機関は駐リガ（ラトビア共和国）アメリカ領事館になり、抽選等のロシア人割当数は月に一八九人

程度になった。日本をはじめとする遠い極東各地における亡命者には、難しい手続きが要求されることとなった「一九二四年七月二五日付のアプリコソフが書いた手紙」。

#### ④ 日本への亡命者の「第一波」・その特徴

一九一七年二月革命と一〇月革命後、来日したロシア人の大多数は、いわゆる〈偶然に来た人〉であった。日本に定住することも考えず、異文化・異郷における生活や仕事の経験も持っていなかった彼らは、革命の脅威を感じていたので、自らの〈遠い将来〉に関する計画を立てることがなかった。大混乱に陥って、住み慣れた場所を立ち去った彼らは、異郷において途方に暮れていた。その人々の中には、帝政ロシアの地方官僚や、小役人退役将校、貴族身分<sup>(17)</sup>、さらにシベリア地域の政府の大臣や官吏、それに一般的市民などがいた。全ての財産を捨てて、祖国から命からがら逃げ出した彼らは、やっと来日したが、生活費の不足をはじめ、他国への入国ビザ等の問題によって日本にしばらく残らざるを得なかった。皆が「古き良き過去」の夢を捨てきれず、一時的に日本に住みながら、将来はアメリカかヨーロッパへ行くことを希望していた。また、「露国が再び立派な君主立憲国に復活する時期を待ちたい」という人もいた【『東京日日新聞』一九一七年二月一七日付】。そのため日本に根を下ろすことができず、日本社会に受容されることも望んでいなかった。地震後の復興に関連した国際的援助によって、そうした彼らに救助のチャンスが再び現れた。地震は、無事に生き残った亡命者の大部分にとって、自分の「脱走」を続けるための動因になったといっても過言ではなからう。

要するに、関東大震災を体験したロシア人は、なるべく日本を去ろうと試みた。彼らを来日した亡命ロシア人の「第一波」とすれば、関東大震災そのものは、旧帝政ロシアから日本へ向かう「亡命」という現象の「第一波」と「第二

波」の境界となったと言っても良いだろう。関東大震災以降に来日した白系ロシア人は、ほとんど日本に根を下ろした者ばかりである。

### ⑤ 「第二波」の亡命ロシア人・その特徴

一九二三年以降もロシア人は日本に移住することがあった。しかし、その後日本を定住地として選んだ亡命者は、ほとんどが地震後に来た者ばかりで、彼らの一般的特性もまた地震の前とは違っていた。その中の大分は、「第一波」と異なり、庶民階級身分者が多く、シベリアに住んでいた農民、小売店主や商人、更にコルチャック提督(A. V. Koltchak)のもとに白衛軍で兵役を勤めた兵隊やコサック等、つまり物事を現実的に考えた人々が地震の後に移住した。彼らのほとんどは、来日する前に既に亡命生活の経験を中国などの他国でしていたので、異郷への受容やそれに伴う諸問題についてもある程度準備を済ませていた。その結果、彼らの場合、普通ある〈新入りのよそ者〉と〈この土地の者〉の間にある壁があまり感じられなかった。ちなみに、日本在住中にもっとも成功をおさめ、日本人にも認められた洋菓子メーカーのモロゾフ、ゴンチャロフ、野球選手スタルヒンの両親、さらに音楽家のレオ・シロタやアレクサンドル・モギレフスキーなどが、この「第二波」に所属する亡命ロシア人である。このような「新入り」ともいえるロシア人は、西欧化への道に立ったばかりの当時の日本社会の需要を理解しながら、まずは布地・洋服などの行商者として活躍し、更にロシア料理店などでも成功した。大正・昭和前期の日本は、まだ保守的で伝統が厳しい国であり、すべての職業・専門などは普通、息子が父親を相続した。ほとんど全部はあらかじめ決まった相続のパターンばかりであった。西欧化の影響が全く届かなかった地域もまだたくさんあり、そこに暮らす人々は何百年前と同じように現地にある店しか知らず、そこにある物ばかり買って満足するという状態であった。そうした人々が、生まれ

て初めて「外国人商人」に出会うと、「カルチャー・ショック」等を受けると共に、「外国製品」といわれればどんなにつまらない物であっても、買ってくる場合さえあった。銅から造った時計を「金」として売ったり、詐欺を行ったりする行商者の数も増えてきた。正直をモットーにする行商者でも、儲けが驚くほど多かったので、そのうち何人もがあつという間に金持ちになつた。<sup>(18)</sup>

若いロシア人たちは、日本の会社または既に日本に根を下ろした「第一波」の亡命者たちと呼ばれて、ハルビンや上海から日本に来る場合もあった。彼らの一部には、商売目的の短期間の来日に留まらず、結局日本に定住するようになった人もいた。そのような場合、日本は彼らにとって全く未知な場所ではなく、すでに人脈などもできていたので、「第二波」の難民との差は大きかった。彼らの移住の最大の理由は、経済的理由であり、他には、現地の人口過剰やそれに伴う失業の問題などがあつた。<sup>(19)</sup>それは、ロシアにおける内戦終了に伴って発生した新たな移民の問題であつた。混乱の沿海州、シベリアから多くのロシア人が隣国に逃げ込んだ。彼らが目指したのはまずハルビン・大連方面であつた。例えば、ハルビンにおけるロシア人の増加は、町のロシア人社会に緊張を持ち込むことになつたため、日本への新たな移住者が増えます。それに対して、旧ロシア大使館は最初から彼らの受け入れに巻き込まれないように対策をとつた。なぜならば、自分の意志で来日した彼らは、外交官の目から見れば「真の難民」ではなかつたからである。「一九二四年一月一二日付の大使館発信書」。

つまり、関東大震災は、数年間に互つて日本に居留する外国人の分布図を変えたとともに、来日ロシア人社会の「イメージ」をはじめ、その社会階層や職業分野にも影響を与えたと思われる。また、「第二波」の亡命者は、日常の生活に対する現実的な態度が備わっており、ロシアにおける自分達の「過去」の生活はもう戻らないものであるとよく理解していた。母国に帰るつもりで自らの生活基盤を整えることなく暮らしていた「第一波」と異なつて、いわゆる

〈庶民固有の現実〉を受け入れる姿勢も、彼らの決意の構成要素として見逃すことは出来ない。

### ⑥ 「無国籍」の地位への転換

関東大震災によるもう一つの思いがけない政治的な結果は、日ソ国交樹立の延期である。その事前準備や必要な条件はほとんど全部一九二三年夏末までに終了し、後は公式の手続きしか残っていなかったが、日本政府は大規模な災難とそれに続いた復興の諸問題のため、大連（一九二二年一月二日―一九二二年二月六日）及び長春（一九二二年九月四―二十五日）の両会議で達した中間結果をさらに発展させることにまで手が回らなくなった。両国の国交樹立の問題は、一時的にその重要性を失った。それを結果として、旧帝政大使館はその存在期間を約一八ヶ月伸ばすことになった。

一九二四年末、駐北京芳沢大使は、ソビエト公使レフ・カラハン (L.M.Karakhan) と会見し、二国間交渉を回復した。結局、一九二五年一月二〇日に日ソ国交樹立の日ソ基本条約を結ぶことになった。しかし、日本に亡命してきたロシア人の社会的地位をいかに処理するかはまだ決められていなかった。旧ロシア代理大使を務めたアプリコソフは、幣原外務大臣との最後の会見で、亡命ロシア人の地位や日本政府の彼らに対する態度・対策などについての交渉を行い、最後に「無国籍」身分になったロシア人は、政治的活動を避ける限り、当局から守られる、という結論を得た。以降、日本におけるロシア人は、「ソビエト人」と「無国籍」（亡命ロシア人または白系ロシア人）の二つのグループに分けられた。アプリコソフ本人は、晩年に書いた回想録の中で、その亡命者に関する決議は、正式な文章や形式用紙ではなく、まるで手書きのような一枚に過ぎなかったが、当時はそれ以上何も得る可能性がなかった、と述べている。しかし、驚くべきことに、日本政府はその約束をずっと守っていた。例えば、一九二〇―三〇年代には中国政府



がソ連への亡命者の引渡し等を時々行っていたが、日本からはそのような事件がほとんどなかった。また、アブリコソフの引用をあげれば、「日本は、我々ロシア難民にとり、世話好きな義母になった」という。<sup>20)</sup>

#### 四、第二次世界大戦後の来日ロシア人・その特徴

##### ① 来日ロシア人の「第三波」

第二次世界大戦終了以後、日本在住ロシア人の状況がまた変わった。それは、一九四五年一月一日付および一九四六年一月二〇日付のソ連最高会議令によって、第二次世界大戦中に「ロシア愛国者」や「ファシズム反対者」という資格に当たる亡命者はソ連国籍に入る権利を持つようになった。さらに、一九四六年六月一日付のソ連最高会議幹部会の令によって、元帝政ロシアの各地域に生まれた亡命者やその子孫たちは、ソ連国籍に入る権利や既にその国籍をなくした者も再び入籍が出来るような権利を得た。それは、ソ連政府が亡命者をロシアへ誘うような最後の試みであった。その結果は、フランス（約一万一〇〇〇人）、ユーゴスラビア（六〇〇〇人以上）などに住んでいた白系ロシア人と彼らの子孫たちが、大勢帰国を希望してきたという。満州国在住の白系ロシア人も、約二万九〇〇〇人が駐ハルビンソ連領事館へ帰国の応募をした。<sup>21)</sup>多くの人は、一度帰国してからまた収容所に送られたり、ほかの圧迫を受けたたりしたが、彼らの大部分は再び亡命者になる可能性はなかった。

一方、「西」からの帰国者に対して、「東」への移住は一九四〇—一九五〇年代にも続いていた。満州国に暮らした白系ロシア人をはじめ、上海、天津などで亡命生活を送っていた人々である。彼らは、いわゆる「ディ・ピ」(DP, “Displaced Persons”、日本語で「強制的移住者」という)の呼称で、中国の各地からフィリピン列島を経由地として、

しばらくそこで臨時キャンプで滞在した後、アメリカ、オーストラリア、さらに日本へも送り出された。

当時の日本は、まだ占領軍が駐屯していたため、DPの大部分はオーストラリアやアメリカなどへ移住したが、以前から日本在住の親戚・他の血縁関係を持った人々は、日本に定住する許可を得ることができた。しかし、一九五〇年代以降日本に定住した亡命者に関する資料はあまり見付からず、聞き取り調査で得られた個人的なストーリーも極めて少ない。恐らく、それはめつたになかったのではないか、と思われる。いずれにせよ、彼らは来日ロシア人の「第三波」を形成する。

戦後の時代、白系ロシア人の影響や日本社会における彼らの役割は、戦前と比べれば、ほぼ消えてしまい、いわゆる〈過去の思い出〉にすぎなくなってしまったといっても過言ではなからう。彼らの大部分はすでに死亡しているが、そして彼らの〈二世・三世〉は、戦後の日本の「経済的奇跡」などを予測せず、様々な苦しみの再発を避けるために、アメリカやオーストラリアなどへ移住することになった。また、その一部は、スターリン死後のソ連がいわゆる「雪解け」の時期に入ったため、対亡命者の政策も変るといふ噂によって帰国した者もいる。なお、日本に最後まで住むことを希望した人々は日本国籍を取り、日本人と結婚し、ますます自分の「ロシア性」およびその他のアイデンティティを失うことになった。正式の統計からも「白系ロシア人」の呼称はほとんど消えてしまい、二〇世紀末まで「無国籍者」といえば、亡命ロシア人だけではなく、アフリカ諸国の難民をはじめとする世界各地からの出身を含むことになった。結局、日本における「白系ロシア人」の最盛期は、大正後期・昭和前半であったと言える。

## ② 旧ソ連解体以降の来日ロシア人「第四波」

戦後の在日亡命ロシア人が激減した一方、日ソ国交回復（一九五六）後は来日するソビエト人が急増した。とりわ

け、一九八五年に始まったペレストロイカ以降、従来の外交官その他の政府関係者に加えて、民間団体や一般市民にとつても日本入国は比較的になつた。短期滞在の観光客のほか、両国の大学間交流に伴い、日本留学を目指すロシア学生の数も増加した。例えば、ペレストロイカが発生した一九八五年に日本居留していたソビエト国籍(当時)の者は三二二人だったが、一〇年間でそれは約一〇倍程度まで増加したという。

一九九一年末、ソビエト連邦が解体し、一五カ国に分かれた。それらの諸国からの人々は、今度は国籍が異なっているにもかかわらず、彼らが日本を訪れる際に使用する共通語は、しばらくは、従来通りのロシア語であつた。そして、二〇〇四年度に日本に入国したロシア連邦のみの国籍者の総数は四万三〇〇〇人以上となり、同年度に日本に居留するロシア人の数は七〇〇〇人を超えたという。それに他の旧ソ連邦の各地の出身の数を加えれば、日本に居留する旧ソ連人の総数は年度によつては一万人前後になるだろう。

ロシア語教育の現状を見るために、ロシア大使館付属学校を例に挙げると、この学校は、同じ二〇〇四年度の生徒数が二一五名で、ロシア国内の教育制度に則つて、小・中・高等学校の一年間の義務教育を行つていた。都内に勤務するロシア外交官の子供をはじめ、関東地域に在住する一般のロシア市民の子供が学ぶことができる。この学校ではスクーリングの他に、通信教育も行われ、関東地域以外の子どもでも教育を受けることができる。そこで得られた在学証明書・成績証明書は、ロシア国内の国立機関やその他の教育機関で認められるものである。

在日ロシア人同士の交流を保持するために、関東に在住するロシア人は、ソ連崩壊後まもなく、一九九三年に(ロシア・クラブ)(ロシア語で「Русский клуб」、ヘルスキー・クループ)を設立したが、それは後にいくつかのクラブに分割してしまつた。各クラブにはインターネットのホームページもあり、それぞれのメンバーには旧ソ連諸国の出身者がいるので、共通語は基本的にロシア語である。

二〇一六年度、日本に居留するロシア国籍者の総数は八三〇六人で、それはヨーロッパ人の中でイギリス、フランスに次いで三位だった。ロシア人は北海道から沖縄までのすべての都道府県に居留し、その三分の一以上は東京及び関東地方に集まっている。旧ソ連人の中でロシア人の次はウクライナ（一六九九人）、ウズベキスタン（二五〇三人）からの出身である。

日本では、以前のようにソ連をロシアと、ロシア人をロシア国内の少数民族と混同する場合がまだ多い。言語についても、旧ソ連の出身ならばロシア語も流暢であるはずと一般に考えられるが、そうとは限らない。一方、旧ソ連諸国の多くでは、ロシア語がまだ第二国語または公用語となっている。その諸国の出身者たちは、日本在住中に出身地・出身民族を問わずロシア語教師として雇われるケースが多い。たとえば、ベルリッツ外国語学校や多数の大学では、ロシア語教師のなかにアルメニア人（ヨーロッパ系）、タタール人、キルギス人（いずれもモンゴル系）などがある。

《註》

- (1) Россия в мировой войне 1914–1918 года. М., ЦСУ, 1925.
- (2) *Revelations of a Russian Diplomat (The Memoirs of Dmitrii I. Abrikossov)*. (Ed. by George A. Lensen. Washington University Press, Seattle, 1964, p.320.
- (3) Raefi, M. *Russia abroad* NY, 1990, p.24; Ковалевский П.Е. *Зарубежная Россия: история и культурно-просветительная работа русского зарубежья за полвека (1920–1970)*. Парик, 1971, с.13.
- (4) Ковалевский П.Е. *Зарубежная Россия*, с.13.但し、それは、日本だけではなく、他の国にもあったものである。例えば、オーストラリアへ移住したロシア出身たちは、勝手に登録した国籍（民族）を変更したり、またはそれを隠したりする場合もあった（Рудницкий А.Ю. *Другая жизнь и берег дальний...* (Русские в австралийской истории). М., 1991, с.170.
- (5) Русские: этногеография, расселение, численность и исторические судьбы (XII–XX вв.). Т.1, ИЭиА РАН, М., 1999, с.160.

- (6) 例えば、一九二〇—一九三〇年代にわたって、亡命した学者たちは、科学の各分野における論文などを発表し、発行物の総数は七〇三八本である (Русские эмигранты, расселение, численность и исторические судьбы, с.162)
- (7) F.Nansen (1861-1930) 後にノーベル平和賞を授与した (一九二二年)。
- (8) Русские эмигранты, расселение, численность и исторические судьбы, с.160. しかし、別の資料では、三九ヶ国 (一九二九年一月廿日) による数字 4889 (Таблер Л.Я. Лица Нацп и юридический статус русских беженцев. Вестрад, 1930, с.4-5)。
- (9) Русская эмиграция в Югославию, с.44.
- (10) Русские эмигранты, расселение, численность и исторические судьбы, с.160.
- (11) 一九二二年頃、オーストラリア在住ロシア人は四一三八人、一九三三年頃なら四八七三人が登録された。—— Рудницкий А.Ю. Другая жизнь и берег дальний... с.137-138.
- (12) 但し、約三〇年間後、一九五〇年代に入ると、中国の共産党政権を恐れる元満州国や上海等に住んでいた白系ロシア人は、大勢オーストラリアへ移住するようになった。
- (13) Reports of the Russian Diplomatic Representatives in Japan on the situation in the afore-said countries. Information about Russia gathered in Japan from Jan. 15th 1924 to Nov. 17th 1926. - Stanford University. Hoover Institution Archives (unpublished).
- (14) Arikossov D.I. Memoirs. Part 12. Columbia University Archives. NY.
- (15) Вспоминаем Изюмской Спн. №350. Тель-Авив, 1997.
- (16) Позднев Д. Яковлевич: старая, население, история, политика. М., 1925, с.334-340.
- (17) 例えば、臨時政府の最初の首相、リゾフ伯爵 (G.N.Lyov) が一九一八年に来日した。
- (18) Arikossov. Part 2, p. 93-94.
- (19) 最近の資料によると、一九二〇年代に五〇万人以上のロシア人は中国へ逃げたといひ、一九二八年頃はハルビン近郊だけに一〇万八千六百六十六人が住んでいた。
- (20) Revelations of a Russian Diplomat... Preface, p.18.

(2) Печерина В.Ф., Кочубей О.И. *Исход и возвращение (русская эмиграция в Китае в 20–40-е годы)*. Владивосток, 1998, с.81.

#### 参考文献

- Абрикссов Д.И. *Memoirs* (Manuscripts). Columbia University Library, NY.
- Raef, M. *Russia abroad*. NY, 1990.
- Reports of the Russian Diplomatic Representatives in Japan on the situation in the afore-said countries. Information about Russia gathered in Japan from Jan. 15th 1924 to Nov. 17th 1926.*—Hoover Institution, Stanford University, USA.
- Revelations of a Russian Diplomat (The Memoirs of Dmitrii I. Abrissov)*. Eddy G.A. Lensen, Washington University Press, Seattle, 1964.
- Бюллетень Изд-ва Ионей Син*, №350, Тель-Авив, 1997.
- Ковалевский П.Е. *Зарубежная Россия: история и культурно-просветительная работа русского зарубежья за полвека (1920–1970)*. Парк, 1971.
- Печерина В.Ф., Кочубей О.И. *Исход и возвращение (русская эмиграция в Китае в 20–40-е гг.)*. Владивосток, 1998.
- Позднев Д. *Япония. Страна, население, история, политика*. М., 1925.
- Россия в мировой войне 1914–1918 года. М., ЦСУ, 1925.
- Рудницкий А.Ю. *Другая жизнь и берег дальний... (Русские в австралийской истории)*. М., 1991.
- Русская эмиграция в Югославии. М., 1996.
- Русские: этногеография, расселение, численность и исторические судьбы (XII-XX вв.) Т.1., ИЭиА РАН, М., 1999.
- Тавбер Д.Я. *Лига Наций и юридический статус русских беженцев*. Белград, 1930.
- ポダрко・ビョートル 『白系ロシア人とニッポン』成文社、二〇一〇年。

(原稿受付 二〇一九年十月一日)